

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）  
「労働条件の確保・改善を図ること」について

平成22年8月

労働基準局監督課(達谷窟課長) [主担当]

労働条件政策課(田中課長) [最低賃金制度関連・労働契約法関連]

## 1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

### 【政策体系（図）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること								
	1	2	3	4	5	6	7	8
施策大目標 分野	善 労働条件の確保・改	くり 安全・安心な職場づ	護 被災労働者の保 ・社会復帰の促進	勤 労働者生活の充実	就 短時間労働者等の 就業環境の整備	等 安定した労使関係 の形成	個 別労働紛争	労 働保険適用・徴収
施策中目標								
1	労働条件の確保・改善を図ること							

### 【政策体系（文章）】

基本目標Ⅲ ○労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1 ○労働条件の確保・改善を図ること

施策中目標1 ○労働条件の確保・改善を図ること

### （関連施策）

「安全・安心な職場づくり」事業（政策体系Ⅲ－２－１）は、労働者の労働条件の確保という点で、本事業を関係がある。（労働条件には安全衛生も含まれる。）

### （予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

- ・ 労働基準監督指導等経費（厚生労働本省・都道府県労働局）
- ・ 労働条件確保対策推進費（厚生労働本省・都道府県労働局）
- ・ 司法事務効率化推進費（厚生労働本省・都道府県労働局）
- ・ 最低賃金制度充実強化費（厚生労働本省・都道府県労働局）

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

### （施策小目標）

- （施策小目標１） 労働条件の確保・改善を図ること
- （施策小目標２） 最低賃金制度の周知を図ること
- （施策小目標３） 労働契約に係るルールの周知を図ること

### （予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	415	896	647	1,129	1,165
（決算額）（百万円）	（－）	（－）	（－）	（－）	
税制減収額見込み	－	－	－	－	－
（実績）（百万円）					

※決算額は（目）毎に計上しており、複数の（目）にまたがる事業については算出できないため「－」としている。

### 3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	定期監督等の実施件数（件）	122,734	118,872	126,499	115,993	100,535
達成率		—	—	—	—	—
2	市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合（％） （80％以上／毎年）	87.3	82.1	92.2	83.0	92.7
達成率		109.1％	102.6％	115.3％	103.8％	115.9％
3	中小企業労働契約改善事業を活用した利用者数（人） （9,400人以上／平成21年度）	—	—	—	—	24,141
達成率		—	—	—	—	256.8％
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である（申告監督及び再監督を除く）。労働基準局監督課調べ</li> <li>・指標2は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合である。労働基準局勤労者生活課調べ</li> <li>・指標3は、業務委託先事業者からの報告に基づき集計。なお、当該事業は平成21年度のみ単年度事業であるため、平成20年度までについての事業実績はなし。</li> </ul>						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	申告処理件数（単位：件）	41,003	40,234	40,254	44,432	48,448
2	司法処理件数（単位：件）	1,290	1,219	1,277	1,227	1,110
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考統計1及び2は、労働基準局監督課調べ</li> <li>・参考統計1は、労働基準監督署が取り扱った労働者等からの申告件数である。</li> <li>・参考統計2は、労働基準監督署（労働基準監督官）が労働基準関係法令違反により送検した件数である。</li> </ul>						

#### 4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

##### （１） 施策小目標１「労働条件の確保・改善を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額（事案が100万円以上のもの）（億円）	233	227	272	196	平成22年9月下旬頃に確定予定（P）
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、労働基準局監督課調べ 平成21年は平成22年9月下旬頃に確定予定（P）。</li> <li>・指標1は、全国の労働基準監督署が割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した事案のうち、1企業あたり100万円以上の割増賃金が支払われた事案について集計したもの。</li> </ul>						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	是正勧告件数（件）	103,854	102,808	108,917	103,790	91,615
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標2は、労働基準局監督課調べ</li> </ul>						

## (2) 施策小目標2「最低賃金制度の周知を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合 （80%以上／毎年度） ※施策中目標に係る指標2と同じ	87.3	82.1	92.2	83.0	92.7
達成率		109.1%	102.6%	115.3%	103.8%	115.9%
<b>【調査名・資料出所、備考等】</b> 指標3は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合である。労働基準局勤労者生活課調べ						

## (3) 施策小目標3「労働契約に係るルールの周知を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
【調査名・資料出所、備考等】						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	中小企業労働契約改善事業を 活用した利用者数（人） （9,400人以上／平成21年度） ※施策中目標に係る指標3と同じ	－	－	－	－	24,141
達成率		－	－	－	－	256.8%
【調査名・資料出所、備考等】						
指標4は、業務委託先事業者からの報告に基づき集計。なお、当該事業は平成21年度のみ の単年度事業であるため、平成20年度までについての事業実績はなし。						

## 5. 主な事務事業等の評価

---

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、当該事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

### 施策小目標1「労働条件の確保・改善を図ること」関係

---

別表1－1 「法定労働基準の確保を図るための監督指導及び  
重大・悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分」（事業評価シート）

### 施策小目標2「最低賃金制度の周知を図ること」関係

### 施策小目標3「労働契約に係るルールの周知を図ること」関係

---

## 6. 添付資料等一覧

---

本評価書の添付資料は以下のとおりです。

別図 政策体系（Ⅲ－１－１）

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-1-1-(1)			
事業評価シート					
予算事業名	法定労働基準の確保を図るための監督指導及び重大悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分		事業開始年度		
担当部局・課室名 作成責任者	労働基準局監督課（達谷窟課長）				
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	労働基準法等労働基準関係法令 （労働基準法第101条第1項、同法第102条など）				
関係する通知、計画等	なし				
予算体系	(項) 労働条件確保・改善対策費 (大事項) 労働基準監督指導等経費及び司法事務効率課推進費 (目)				
実施方法	■直接実施				
	□業務委託等（委託先等：）				
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
	□貸付（貸付先：）□その他（）				
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	常勤役員数	非常勤役員数	監事等	
	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額	官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額	内訳	今後の 活用計画		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	労働者の労働条件の確保・改善を図ることを目的とする。			
	対象 (誰/何を対象に)	労働者を雇用する事業主			
	事業/制度内容 (手段、手法など)	都道府県労働局・労働基準監督署により、労働基準関係法令に基づき、労働者の労働条件の確保・改善対策のため、労働基準法や労働安全衛生法など労働基準関係法令に違反をしている疑いのある事業場に対して、立ち入り等調査を行い、違反が認められた場合は是正するよう指導を行い(監督指導)、また、重大悪質な法違反が認められた場合には送検を実施(司法処分)する。			
コスト	平成22年度予算額		人件費		
	事業費	百万円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数
	人件費	百万円	担当正職員	千円	人
総計	百万円	臨時職員他	千円	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額		
	H19(決算額)	—	なし		
	H19(決算上の不用額)	—			
	H20(決算額)	—	なし		
	H20(決算上の不用額)	—			
	H21(予算(補正込))	292	なし		
	H21(決算見込)	—	なし		
H22予算	534	なし			
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準監督指導等経費（厚生労働本省・都道府県労働局）</li> <li>労働条件確保対策推進費（厚生労働本省・都道府県労働局）</li> <li>司法事務効率化推進費（厚生労働本省・都道府県労働局）</li> <li>最低賃金制度充実強化費（厚生労働本省・都道府県労働局）</li> </ul> ○上記予算はすべて行政経費である。				



政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-1-1-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	法定労働基準の確保を図るための監督指導及び重大悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分	事業開始年度				
担当部局・課室名 作成責任者	労働基準局監督課（達谷窟課長）					
事業/制度の 必要性	労働基準監督機関による事業場への監督指導のための立ち入り等調査を行った結果、労働基準関係法令違反が認められたものについては、それを是正するよう適切に指導を行うとともに、重大悪質な法違反が認められた場合には司法処分を行っていく必要があり、本件事業は労働者の法定労働条件の確保に対し必要な施策である。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	なし					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	なし					
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		是正勧告件数	(件)	108,917	103,790	91,615
		司法処理件数	(件)	1,277	1,227	1,110
	予算執行率		%			
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		賞金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(1事案が100万円以上のもの)	(億円)	272 【-】	196 【-】	平成22年9月下旬頃に確定予定(P)
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		労働条件の確保・改善のため、有効かつ効率的な監督指導の実施に資する適切な事業場把握及び選定などを行うことにより、計画的な監督の実施に取り組んできた。これにより、平成21年においては、91,615件について法違反の是正を勧告した。 重大・悪質な法違反が認められた場合に司法処分を行っており、平成21年の司法処理件数は1,110件である。 このように、定期監督などにより、法令違反の是正が図られ、また、重大悪質な法違反が認められた場合には司法処分が行われている等、労働者の労働条件の確保に有効であったと評価できる。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	今後においても、申告・相談等の受動業務に適切に対処するとともに、計画的な監督についても最大限実施するほか、重大・悪質な事案については司法処分を行い、厳正に対処することとする。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	「見直しの上 増額」				
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		なし				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		なし				

\* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】	
基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること								
Ⅲ-1-1	労働基準局監督課(監督課長:吉松美貞)  施策小目標2: 労働基準局勤労者生活部勤労者生活課(勤労者生活課長:畑中啓良)	Ⅲ-1 労働条件の確保・改善を図ること	Ⅲ-1-1 労働条件の確保・改善を図ること		＜施策中目標に係る指標＞			
					1	定期監督等の実施件数	-	100,535(件) (21年度)
					2	市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	80%以上/毎年度	92.7% (21年度)
					3	労働契約法等活用支援事業を活用した利用者数 ※平成22年度の事業	4700人以上/ 平成22年度	-
					4	中小企業労働契約改善事業を活用した利用者数 ※平成21年度の事業	9400人以上/ 平成21年度	24141人/ (平成21年度) 【256.8%】
			施策小目標1	労働条件の確保・改善を図ること	・法定労働基準の確保を図るための監督指導及び重大悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分	＜施策小目標に係る指標＞		
						賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(1事案が100万円以上のもの)	-	196(億円) (20年度)
						是正勧告件数	-	91,615(件) (21年度)
						司法処理件数 ※参考統計	-	1,110(件) (21年度)
			施策小目標2	最低賃金制度の周知を図ること	・労使をはじめ、広く国民に最低賃金の周知徹底を図る。 ・その一貫として、都道府県労働局から市町村の発行する広報誌への掲載依頼と掲載結果の確認を行う。	＜施策小目標に係る指標＞		
			市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合 ※施策中目標に係る指標2と同じ	80%以上/毎年度	92.7% (21年度) 【115.9%】			
施策小目標3	労働契約に係るルールの周知を図ること	・労働契約法等活用支援事業(平成22年度)  ・中小企業労働契約改善事業(平成21年度)	＜施策小目標に係る指標＞					
			セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	70%以上/ 平成22年度	-			
			労働契約法等活用支援事業を活用した利用者数 ※施策中目標に係る指標3と同じ	4700人以上/ 平成22年度	-			
			中小企業労働契約改善事業を活用した利用者数 ※施策中目標に係る指標3と同じ	9400人以上/ 平成21年度	24141人/ (平成21年度) 【256.8%】			
評価予定表				備考				
			19	20	21	22	23	
			実績 総合 FU	モニ	実績	モニ	実績	